

会議議事録

1. 会議名 平成 26 年度第 1 回中間市地域公共交通会議
2. 開催日時 平成 26 年 5 月 20 日（火曜日）10 時から 11 時まで
3. 開催場所 中間市役所別館 3 階特別会議室
4. 出席委員（25 名）

中間市副市長	行徳 幸弘
中間市総合政策部長	柴田 精一郎
中間市土木管理課長	藤田 晃
西鉄バス北九州株式会社 営業本部計画課長	岡本 卓也
九州旅客鉄道株式会社 筑豊篠栗鉄道事業部長	久楽 博 (代理) 山口 良孝
筑豊電気鉄道株式会社 運輸車両課長	秋山 務
有限会社ことぶきタクシー 代表取締役	小林 義人
産業タクシー株式会社 代表取締役	森 正秀
ひかり第一交通株式会社 代表取締役	谷口 雅春
一般社団法人北九州タクシー協会 副会長	貞包 健一
西鉄バス北九州労働組合	清田 博巳
中間市自治会連合会会長	池田 久紀
中間市自治会連合会中間東校区長	田口 孝一
中間市自治会連合会中間南校区長	松崎 英人
中間市自治会連合会中間校区長	古川 実
中間市自治会連合会中間西校区長	岡山 昭明
中間市自治会連合会底井野校区長	齊藤 明
南校区バス運用協議会	山下 徹
中間商工会議所 副会頭	日高 教夫
中間市社会福祉協議会 事務局長	久内 勝
国土交通省九州運輸局福岡運輸支局 首席運輸企画専門官	嘉村 英夫
福岡県企画・地域振興部交通政策課 交通総務係長	後藤 昭一 (代理) 末松 可奈子
福岡県北九州県土整備事務所 地域整備主幹	本山 義弘
福岡県折尾警察署交通第一課交通規制係長	相浦 哲也
北九州市立大学 地域創生学群 専任講師	廣川 祐司

5. 欠席委員

欠席委員(2名)

有限会社ホームタクシー 代表取締役	高 亀 勝
一般社団法人福岡県バス協会 専務理事	阿 部 功

6. 事務局 (3名)

事務局

住宅都市交通対策課長	佐 伯 道 雄
住宅都市交通対策課 交通対策係長	谷 山 隆 二
住宅都市交通対策課 交通対策係	山 口 研 治

7. 会議内容

■式次第

- ①開会
- ②委嘱状の交付
- ③地域公共交通会議設立の目的
- ④報告事項
 - (1) 中間市の概要について
 - (2) 中間市の交通体系の現状について
 - (3) 中間南校区からのコミュニティバス導入の要望について
- ⑤今後の会議運営スケジュールについて
- ⑥その他

■会議録

- 事務局 定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第1回中間市地域公共交通会議を開催致します。
- 会議に先立ちまして、ホームタクシーの高亀様、福岡県バス協会の阿部様が所用によりご欠席となっております。また、本会議は、「中間市地域公共交通会議設置要綱」第6条第5項の規定により原則公開としておりますが、ただし書きにて、開催日時、場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるとしております。会議を公開にするか議事概要の公開をもってこれに代わることにするかお伺いしたいと思います。意見ございますか。
- 委員 みんなに聞いているのですか。
- 事務局 みなさんに公開にした方がいいか。議事概要の公開か。
- 委員 議事録の公開でいいのでは。
- 事務局 一応公開に。

委員 非公開で、議事録だけ公開することはできますか。

事務局 できないことはありません。要綱の中に、そのようなことはうたっています。原則として、公開という形になっております。

委員 よろしいでしょうか。福岡運輸支局の嘉村です。原則公開ということですので、いつだれがこられても傍聴ということで受付られて、公開ということでおやりになればいいと思います。ただホームページの方には、委員の表記で出すのか、お名前まで出すのか、あるいは委員としての発言をのせるのかということは選んでいただいて、ホームページの方に公開なさればよろしいのではないのでしょうか。

事務局 ただいま、福岡運輸支局の嘉村様の方から一応公開という形で、議事録については、事務局の方にまかせていただきまして、名前の方等も皆様にご確認しながらやっていければと思いますけれども。みなさまどうでしょうか。

～異議なし～

事務局 よろしいでしょうか。それでは、中間市地域公共交通会議を公開とさせていただきます。それでは、傍聴希望者は、ただいま 12 名おられますので、会議室にお入りいただきたいと思います。

しばらくお待ちください。

～傍聴者 12 名入室～

事務局 それでは、まずはじめに、お手元の資料をご確認ください。本日の会議資料と致しまして、まずこちらの、会議次第、それと委員の名簿、それと座席表それとこちらの資料 1 をご準備しておりますが、よろしいでしょうか。すいません。こちらの資料 1 につきましては、資料 1 から 6 までをまとめておりますので、資料の報告のときには、右下にページをうっておりますので、そのページで説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

資料の不足はありませんでしょうか。

おられないようでしたら、続きまして松上市長がご挨拶申し上げます。

市長 皆様、おはようございます。ご紹介いただきました中間市長の松下でございます。どうぞよろしくお願い致します。本日、地域公共交通会議の開催にあたりまして、皆様、公務ご多忙のおり、このようにご参集賜わっております。感謝いたしているところでございます。このあと、委嘱状の交付をさせていただきますけれども、このようにそうそうたる皆様方に委員にご就任いただいております。このことでもこの地域公共交通会議の重さといいますか、重要性を実感いたしているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。今、中間市だけではございません。どこの自治体でも、地域公共交通と申しますと少子高齢化、人口減の社会に入ってきております。そのことからいろんな交通機関の利用者が激減いたしております。事業者の皆様方には公共交通という使命をもつ継続と運営にご苦労されていることと思っております。皆様方ががんばっていただいておりますし、中間市も少ない予算の中から精一杯側面からご支援をさせていただいております。皆様にもがんばっていただいておりますし、行政の方もですねがんばっているところでございます。お互いふんばり合いながら、

今の交通体系を維持していくことが、現状でございます。中間市は高齢化率も高く進んでおります、しかしながら、元気なお年寄が多く、買い物、地域活動など表に出していただきまして、元気な中間市をつくっていただきたいとそのように思っております。大変難しい問題等々でございます。また中間市は、地理的な条件等々も大変ございまして、そのようなことを考えていただきながら、皆様方の深いご理解とご協力、お知恵を借りながらこの交通会議を実りあるものにして参りたいとそのように思っております。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げまして簡単でございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

事務局 それでは、今回委員となられました 27 名の皆様に、松下市長から委嘱状の交付を行います。お名前をお呼び致しますので、その場でご起立ください。

～委嘱状の交付～

委員の皆様よろしくお願い致します。

それでは、今回委員になられました皆様に一言ずつ自己紹介をいただきたいと思えます。まず、福岡運輸支局 嘉村様から時計廻りにお願い致します。

～自己紹介～

委員の皆様ありがとうございます。市長は次の公務がございますので、申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

事務局 次に、会議の会長をご紹介させていただきます。中間市地域公共交通会議設置要綱第 5 条の規定により、会長は、中間市副市長 行徳 幸弘が務めさせていただくこととなります。それでは、これより議事に入らせていただきますが、発言される際にはまず、挙手をしていただき、指名されましたらお手元のマイクのボタンを押して、ランプが点灯してから発言してください。発言が終わりましたらボタンをもう一度押していただくとランプが消え、マイクが切れます。では、行徳副市長、今後の進行をお願いします。

会長 それでは、会長を務めさせていただきます。早速ではございますが、式次第の 3 番目の中間市地域公共交通会議の設立の目的について事務局より説明させますのでよろしくお願い致します。

事務局 それでは中間市地域公共交通会議の設立の目的について、ご説明をさせていただきます。当市では、高齢社会の進展及び、マイカーの普及などにより、市内の公共交通の利用客の減少が進むなか、高齢者をはじめすべての市民が、外出しやすい交通環境を整備し、当市の実態にあった公共交通の在り方について、議会と執行部が一体となって取り組むために、平成 22 年 6 月から平成 26 年 4 月まで 9 回、コミュニティバス導入検討会を立ち上げ、検討を行って参りました。第 1 回では、中間市の交通体系や赤字補填の現状、平成 17 年度に検討した通谷・太賀地区のコミュニティバス運行計画の経緯や近隣市町のコミュニティバスの現状を紹介し、第 2 回は、第 1 回での説明を踏まえたコミュニティバスについての意見交換、第 3 回・第 4 回では、いくつかの運行方法ごとの試算をお示し致しました。第 5 回・第 6 回では、平成 24 年 7 月から

8月にかけて実施した市民が必要とする交通体系の意向調査の実施内容や、調査票の内容を検討し、第7回・第8回において、意向調査の結果報告及び西鉄バス筑豊中山・中間線廃止について検討を行いました。

このような中、平成25年12月4日に、「交通政策基本法」が施行し、地方公共団体が、区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されたこと、また、国土交通省が示す「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」、「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」にて、各地方公共団体はその他の関係者と連携を図りつつ、地域公共交通会議の場を活用して、地域の需要に対応した乗合輸送サービスの提供が図れるよう努めることとされていることから、当市においても、今後の超高齢社会に備え、交通弱者である高齢者、障がい者などの移動の足を確保・維持していくことは重要な行政課題と捉え、公共交通にかかわるすべての関係者が一同に会し、市内の今後の交通体系の在り方を検討する「地域公共交通会議」を設立し、住民の方が利用しやすい交通環境となるよう議論を行い、地域公共交通総合連携計画の策定、高所地区や交通不便地区における移動の足の確保のための、コミュニティバス導入について、地域公共交通会議の場にて、議論して参りたいと考えております。以上が設立の目的でございます。

それでは、資料1をご覧ください。中間市地域公共交通会議設置要綱についてご説明させていただきます。

中間市地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づく会議で、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、協議事項は、第2条第1号で、地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項、第2号で、中間市が運営する有償運送の必要性及び旅客から受領する対価に関する事項、第3号で生活交通のあり方一般に関する事項を協議致します。具体的には、コミュニティバスなど地域の实情に応じた乗合旅客輸送の態様、運賃等に関する事項など協議致します。また、地域公共交通会議では、第1条中段に記載されております地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画及び、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定に基づく生活交通ネットワーク計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行います。地域公共交通総合連携計画とは、地域公共交通の活性化及び再生を総合的にかつ一体的に推進するための計画であり、市の交通体系の基本方針を定め、よりよい交通環境となるよう目標を設定し、事業に取り組むための計画であります。現在、計画の根拠法であります地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が、本年2月に閣議決定され、現在国会にて審議中であります。この法律改正の動向を見ながら、計画策定に向けて、取り組んで参りたいと考えております。

次に、生活交通ネットワーク計画とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために地域の生活交通の实情のニーズを的確に把握し、地域公共交通会議での議論を経て策定する地域の特性・实情に応じた最適な移動手段の提供を図るための計画でございます。

次に交通会議の組織についてですが、第3条にて、30人以内の人数をもって組織され、交通事業者、自治会連合会、福岡運輸支局、福岡県、折尾警察署、商工会議所、社会福祉協議会、学識経験者などによって構成されます。次のページをご覧ください。第4条委員の任期は、2年間としております。次に交通会議の運営についてですが、第5条にて、交通会議に会長をおき、市長又は市長の指名する者をもって充てると規定されております。また、会長は、交通会議を代表し、会務を総理すると規定されています。続きまして、交通会議の会議についてですが、第6条第1項において、会長が必要に応じて招集し、その議長となると規定されております。また、第2項にて委員の半数以上の出席によって開催し、第3項にて会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決すると規定されています。交通会議は原則公開と第5項にて規定しております。また、交通会議は、第7項にて、地域公共交通に関する相談、苦情等に対応すると規定しております。第7条の事務局規定ですが、交通会議の業務を処理するため、事務局を総合政策部住宅都市交通対策課に設置致します。第8条の監査規定ですが、交通会議は、監査委員を2人置くことができると規定しております。監査の結果を会長に報告すると規定しております。第9条の交通会議の財務に関する事項ですが、交通会議の予算編成、現金の出納そのほか財務に関する事項は、会長が必要に応じて別に定めるとしてしております。第10条の幹事会についてですが、第1項第1号にて、公共交通の廃止の申出への対応や交通会議の運営に当たって必要な事項の処理を行うため、必要に応じて幹事会を設置できると規定しております。第2項、幹事会の委員は、交通会議の委員の中から会長が選任致します。第3項、幹事会の代表は、総合政策部長をもって充てます。第11条、交通会議の協議結果の取扱いについてですが、交通会議、幹事会において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとされています。以上が中間市地域公共交通会議設置要綱の概要でございます。

会長

ありがとうございます。ただ今、本交通会議の設置の目的、要綱について、事務局から説明いたしました。説明にございましたように、第8条の監査委員及び第10条の幹事会委員をここで決めておきたいと思っております。監査委員については、要綱第8条第1項により、交通会議は、監査委員を2人置くことができると規定されております。今後、地域公共交通総合連携計画の策定など、この会議が実施主体となって補助金申請事務などを行っていくことが予想されますことから、あらかじめ監査委員を選任する必要がございますので、ここでご指名させていただきます。それでは、まず、一人目でございます。中間商工会議所副会頭 日高 教夫 様、中間市自治会連合会会長 池田 久紀 様、2人をご指名いたします。皆様ご承認いただけますでしょうか。

～異議なし～

会長

どうもありがとうございます。

続きまして、幹事会の委員についてですが、要綱第10条第2項の規定により、会長が選任するとなっておりますので、私の方から案をご提示させていただきます。

幹事会は、要綱第10条第1項第1号から3号までの事項について、協議、調整を行

うために設置いたしますので、まずはその関係する委員の方を幹事会委員に選任したいと考えております。それでは、要綱第10条第3項の規定により、幹事会の代表は、当市の総合政策部長である柴田が務めます。続いて、協議事項に関係する委員の方といたしまして、西鉄バス北九州株式会社営業本部計画課長 岡本 卓也 様、続きまして九州旅客鉄道株式会社筑豊篠栗鉄道事業部長 久楽 博 様、筑豊電気鉄道株式会社運輸車両課長 秋山 務 様、北九州タクシー協会副会長 貞包 健一 様、中間市自治会連合会会長 池田 久紀 様、中間商工会議所副会頭 日高 教夫 様、中間市社会福祉協議会事務局長 久内 勝 様、以上の方を選任したいと思います、皆様いかがでしょうか。

～異議なし～

会長 どうもありがとうございます。それでは、監査委員の2名の方、幹事会委員の8名の方につきましては、今後よろしくお願い致します。また、要綱第10条第5項の規定により、幹事会において必要と認めるときは、幹事会の会議に幹事会の委員以外の者の出席を求めることができることとなっておりますので、各委員の皆様には、ご対応のほどよろしくお願い致します。それでは、これまでの要綱等の説明等について、質問やご意見等がございませんでしょうか。

～質問・意見なし～

会長 ないようでございます。

それでは式次第の4番目、報告事項について、(1)から(3)までこれもまとめて事務局から説明いたします。

事務局 住宅都市交通対策課交通対策係長の谷山といいます。それでは、報告事項(1)の中間市の概要について、説明させていただきます。座って説明させていただきます。まず4ページの資料の2をご覧ください。中間市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接する、東西約6キロメートル、南北約4キロメートルの総面積約16平方キロメートルのコンパクトなまちです。市の中央部を南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は、川東と川西に分かれています。北九州市側となる川東、地図上の右側の部分ですが、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、市の人口の9割が集中しています。また、地図上の左側部分、緑色の部分ですが、川西の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市の振興方針による工場団地が立地しております。次に市の人口についてですが、5ページをご覧ください。昨年9月30日現在で、44,280人、世帯数20,371世帯となっており、市の統計書である統計なかまの人口と世帯の推移によりますと、平成6年の約5万人から、約20年間で6,000人減となっております。人口から見た当市の特徴ですが、6ページをご覧ください。一番下の方になりますけれども昼夜間人口と流出人口で平成22年の昼間人口指数が、約86%と人口の流出が多く、近隣市町、特に、政令市である北九州市への通勤・通学が多く、ベッドタウンとしての役割を担っています。次に8ページをご覧ください。当市の将来推計人口についてですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2010年の約44,000人が、30年後の2040年には、約28,000

人、約 16,000 人減になると推計されております。特に 15 歳から 64 歳の人口を見ますと、2010 年の約 25,000 人が、同じ 30 年後の 2040 年には、約 11,000 人減となっています。次に、65 歳以上の人口ですが、昨年 9 月 30 日現在で、14,143 人の高齢化率 31.94% となっております。県平均の高齢化率 23.56% を約 8% 近く上回っていることが見受けられます。高齢化率についても、市内 6 つの校区别に見ていただきますと、南校区が、35.49% と最も高くなっており、南校区の自治会別で見ますと、高齢化率 40% を超える地区が、12 自治会のうち 4 地区もあります。次に市の産業ですが、11 ページをご覧ください。産業別就業者数の推移を見ますと、真ん中の方で第 3 次産業の割合が 65.2% ともっとも高くなっています。当市の概要についての説明になります。

続きまして、住宅都市交通対策課交通対策課山口と申します。よろしくお願いいたします。私の方からは、報告事項（2）の中間市の交通体系の現状についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。中間市交通体系の現状についてですが、当市の公共交通は、J R 九州、筑豊電気鉄道、西鉄バス中間線、タクシー事業者 4 社が運行しております。12 ページの資料 3 をご覧ください。まず、J R 筑豊本線の現状ですが、市内には、中間駅と筑前垣生駅の 2 駅あり、平日上下線あわせて 116 本運行されており、2 駅の利用者数は、年間約 173 万人、1 日あたり約 4,700 人が利用しております。利用者の推移は、ほぼ横ばいの状況です。次に、筑豊電気鉄道ですが、市内に、通谷駅・東中間駅・筑豊中間駅・希望が丘高校前駅の 4 駅あり、平日上下線あわせて、204 本運行されております。4 駅あわせた年間の利用者数は、約 176 万人で、1 日の利用者は、約 4,800 人が利用されております。次に 13 ページの中段の西鉄バス中間線以外のバス路線ですが、香月営業所から黒崎方面及び、折尾駅方面に向かう則松循環線と、香月営業所から天神バスセンターを結ぶ高速バス「なかま号」があります。次に、市内のタクシー事業者は、4 事業者あります。4 事業者が所属する北九州交通圏の事業者数及び車両数の推移ですが、平成 14 年 3 月末に 87 事業者、約 4,000 台あった車両数が、平成 23 年 3 月末には、83 事業者、約 3,500 台まで、減少しております。続きまして、14 ページをご覧ください。西鉄バス中間線の現状についてですが、中間線は、市内の主要部を結ぶ循環バス路線として、通勤・通学及び通院や買い物の足として利用されております。平成 25 年度では、年間約 19 万人、1 日当たりの利用者は、約 500 人と重要な幹線路線であります。しかし、年々利用者は減少しており、系統別で見ますと、表の一番下にあります香月営業所から鳥森経由いたしまして、筑鉄中間に行く 61 番系統では、平成 23 年度から約 3 万人減少しております。また、市内には公共交通とは別に、地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を利用する方に限定した無料のバスを 3 台、8 路線 16 便運行しております。利用者は、年間で約 4 万人、1 日あたり約 130 人の利用があります。15 ページには、平成 23 年度から平成 25 年度までの事業費の内訳を掲載しております。続きまして 16 ページには、中間市バス路線図、17 ページには、西鉄バス中間線の平日の時刻表を掲載しております。次に、市の公共交通への赤字補填の現状についてご説明いたします。18 ページの資料 4 をご覧ください。西鉄バス中間線の現状についてですが、平日 42 本、運行時

間 6 時 42 分から 21 時 44 分まで、香月営業所から筑鉄中間駅前を起点に市内を周回しており、②の赤字補填の推移をみますと、年間約 1,200 万円を市からバス路線運行維持費補助金として支出しております。③の平成 25 年度の中間線の運行実績ですが、

(1) 総括表をみますと、営業収益は、約 2,800 万円となっており、営業費用は、約 4,300 万円と収支差は、1,500 万円となっております。(2) と 19 ページの (3) は営業収益と営業費用の明細でございます。19 ページ (4) 年間運行実績ですが、運行期間、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで 2 台のバスを 3 人の運転手さんで 365 日運行しております。(5) は運行系統ごとの走行距離を記載しております。もっとも長い上から 2 番目の香月営業所から昭和町を経由して筑鉄中間に行く系統でも、走行距離は、13.7 km となっております。20 ページをご覧ください (6) は、各年の収支状況と、バス 1 台当たりの経費単価を記載しております。バス 1 台の経費単価は、約 60,000 円ほどであり、運送人件費がもっとも高くなっております。続きまして、20 ページ中段の筑豊電気鉄道の現状についてですが、平日 204 本、市内の運行時間は 5 時 8 分から 0 時 9 分まで、365 日運行しております。②鉄道軌道安全輸送設備等整備事業への補助推移ですが、市補助額は約 200 万円ほどで推移しております。③の平成 25 年度事業の実績ですが、運転士異常時列車停止装置や運行状況記録装置、マクラギの交換、自動列車停止装置など事業費は約 7,000 万円の事業を行っております。次のページの 21 ページ記載してありますが、国、県及び沿線自治体が、一定の負担割合のもと、安全輸送の確保のため、補助を行っております。続きまして、22 ページの資料 5 をご覧ください。平成 24 年度に実施致しました、「市民が必要とする交通体系の意向調査についての結果をご説明いたします。それでは 26 ページをご覧ください。市民が必要とする交通体系の意向調査を行った調査時期は平成 24 年 7 月 25 日から平成 24 年 8 月 17 日まで市内全世帯を調査対象に配布世帯数 18,800 世帯に、調査項目 26 問の調査票を郵送することにより実施いたしました。有効回答数 6,179 票で回収率は、32.9% となっております。主な調査結果ですが、28 ページ【問 2】をご覧ください。最寄りの公共交通機関までの所要時間は、徒歩何分程度ですか。という問いについてですが、徒歩 10 分圏内は 7 割以上、徒歩 5 分圏内は 4 割となっており、6 校区の中で、底井野小学校区と北小学校区は、公共交通機関までの所要時間が、11 分以上の方の割合が高く、公共交通機関までの距離という面で困っていることがわかります。そして、29 ページの【問 3】をご覧ください。最寄りの公共交通機関までの所要時間は、徒歩何分までなら良いと思いますか。という問いでは、8 割の方が、徒歩 10 分圏内に公共交通機関があれば、良いと回答しております。31 ページ【問 4】をご覧ください。ご自宅に自家用車は何台ありますか。という問いにですが、1 台が約 4 割と最も多く、次いで 2 台が約 3 割となっております。居住別でみますと中間小学校区が、0 台の割合が、約 3 割と他の校区をうわまっており、自家用車の所有率が低くなっております。区域が広く公共交通機関が不十分な底井野小学校区では所有率が高い傾向にあります。35 ページ【問 8】をご覧ください。よく買い物に行く店まで、どのような交通機関を利用しますか。という問いですが、約 8 割近い方が、自家用車か徒歩で日々の買い物に行っ

ています。区域の広い底井野小学校区や近くにスーパーのない西小学校区では自家用車の割合がやや多い傾向にあります。36 ページ【問 9】をご覧ください。よく買い物に行く店まで、問 8 で選んだ交通機関を使って自宅から片道で何分くらいの時間がかかりますか。という問いですが、8 割以上の方が何らかの交通手段で、20 分以内に日々の買い物をするお店まで行くことができることとなっております。37 ページ、38 ページの【問 10】をご覧ください。あなたの家族は、日々の買い物をするのに不自由していますか。具体的にはどのようなことに不自由していますか。という問いですが、おおむね 8 割の方が日々の買い物に関して不自由を感じていないと回答しています。しかし、この結果は自家用車が普及しているからであると思われ、底井野小学校区、中間小学校区は、買い物に不自由している割合が高くなっています。不自由の理由として、半数の方が買い物の荷物が重くて運べないと回答しています。39 ページ【問 11】をご覧ください。近所の公園や公民館に、移動販売車等が定期的に来るとしたら、日々の買い物に利用しますか。という問いですが、利用するが、2 割。利用しないが 3 割、わからないが、4 割となっております。これは移動販売者のイメージが伝わっていないと思われ。また、利用しないが利用するを上回っていることから、消費者が、店舗に出かけて多くの商品の中から選ぶという行動を望んでいることが読み取れます。42 ページの③運転免許証の所有状況をご覧ください。男性は 75 歳、女性 65 歳を越えると運転免許を所有していない方の割合が急激に増えています。43 ページの(2) 主な外出先をご覧ください。全体では、買い物が約 6 割、職場が、約 4 割となっております。また、44 ページの運転免許の有無別に見ますと、運転免許が無い場合は、買い物が約 7 割、病院が約 6 割となっております。

少しページが飛びますが、52 ページ【問 12】をご覧ください。現在、路線バスや鉄道を維持するために、中間市から補助金が投入されているのを知っていますか。という問いについてですが、補助金の存在を知らない方が、7 割となっております。53 ページ【問 13】をご覧ください。路線バスや鉄道などの公共交通を維持するために市が負担している予算は、現在年間 1,500 万円です。このことについて、あなたのお考えをお聞かせください。という問いについてですが、おおむね半数の方が、このままでよいと回答していますが、校區別では、底井野小学校区、中間西小学校区、中間小学校区、中間南小学校区で交通サービスを求める意見がやや多くなっております。54 ページ年齢別では、公共交通に馴染みの薄い若い世代で特に公共交通にかかる予算を減らす割合が高くなっています。逆に高齢世代では、今のままで良いが少なくなってきました。55 ページ【問 14】をご覧ください。具体的に、どのような交通サービスを充実させるべきだと思いますか。という問いについてですが、交通サービスの充実を求めている方のうち、6 割の方が定時定路線型のコミュニティバスを、4 割の方が路線バスの増便を要望しています。57 ページ【問 15】をご覧ください。あなたが充実させるべきだと考えている交通サービスは、1 時間あたり何本程度走っていると良いと思いますか。という問いですが、1 時間で 1 本では 2 割が満足、2 本あれば約 6 割、3 本で約 8 割の方が満足という結果になっています。58 ページ【問 16】中間

市が独自にバスを運行する場合、1乗車あたりの料金はいくらかが妥当だと思いますか。という問いですが、希望する運賃の額は、100円と200円に集中しております。59ページ【問17】ご覧ください。あなたは現在、外出するのに不自由していますかという問いですが、全体では、不自由していないが8割、不自由しているを大きく上回っています。しかし、60ページ(7)高齢になった際の不自由度について問17で不自由していないと答えた方に質問していますが、約8割の方が、高齢になって自家用車が運転できなくなったとき不自由すると思うと回答しております。以上、平成24年度に実施いたしました、市民が必要とする交通体系の意向調査報告書の概要でございます。

続きまして、報告事項の(3)の「中間南校区からのコミュニティバス導入の要望について」ご説明させていただきます。昨年、11月に自治会連合会南校区校区長様より、南校区の高齢化の進展及び、地理的な問題による買い物や通院等の日常生活における移動困難な状況を少しでも解消するため、身近な交通機関の導入を行政・地域住民が連携協力して実現できないかと校区内12自治会長の連名による文書が提出されました。市といたしましても、南校区の現状として、身近で便利な交通機関が切望されていること、また、南校区の全自治会長様が一致して、この問題を解決するために行政と地域の連携・協力を望まれていることから、住民のみなさんのよりよい交通環境の構築に向けて、既存の公共交通を補完するようなコミュニティバスの検討を行う必要があると考えております。以上です。

会長 ただ今若干駆け足でございましたけれども、報告事項の(1)から(3)までの説明に関しまして、委員の方からご質問やご意見がございましたら挙手をお願い致します。

委員 西鉄バスでございますけれども、資料18ページの中間線の運行実績(1)損益状況というところがあるのですが、収支差が営業費用から営業収益を引いているのですが、通常、収支差は営業収益から営業費用を引くものであると思っておりますので、実際には、A－Bになるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

会長 事務局、お願い致します。

事務局 大変申し訳ございません。A－Bでございます。今の部分は私どもの誤りでございますので、早急に訂正させていただきます。申し訳ございません。

会長 他に委員の方で。

委員 底井野校区からですが、今回は、南校区から文書でコミュニティバスの導入の要望があったということなのですが、私ども西鉄バスですかね、筑鉄中間から鞍手、直方に行くのが廃止になりましたね、2年前ですか、非常に不便をしております、そこでハピネスバスの運用でなんとか補っておりますけれども、やはり住民の方としては、ハピネスバス、特定の高齢な方が動く時間帯でございますので、若干地域の方が不便を致しておりますので、私ども底井野校区としてもコミュニティバスの導入についてはですねもっと積極的に考えてもらいたいとこの場で申しておきたいと思っております。

会長 貴重なご意見ありがとうございます。底井野校区についても、やはり高齢化に伴うことから公共交通を望まれる、多く望まれているということですので、十分考慮いた

委員
会長
委員

したいと考えおります。

よろしくお願いします。

他にございませんか。

北九州市立大学の廣川です。北九州市に住んでおりますので、ちょっと地理的な条件とか等はわかりかねますので今ご説明いただいた状況を元に考えさせていただいたのですが、一般的に、公共交通機関は人間の血管みたいなもので、つながっていないと意味がないと言われております。既存の中間市では西鉄バス、ＪＲ、筑豊電鉄、タクシー業者の４事業者がすでにある状況ですので、それをどうつないでいくかというのが、ひとつのポイントになると思います。そのようにつないでいった形の利用促進、各事業者さんの利用促進につながるような環境をどのように整えていくのか今後のポイントになると思いますが、その中で、どのように運営、運用していくのか、この会議でのポイントになるのかなと思っております。それで今、いろいろ事務局の方からデータを示していただきましたが、すでに南校区から要望があって、議論が進んでいるという状況、そして高齢化率ですね、市内の中でももっとも高い地域ということで、今、底井野地区の方からも要望がありましたけれども、ますます要望が強くなっていくのかという気が致します。そこで、ひと足速く意見集約とか議論を行っている南校区さんの方で社会実験的に検討するといったことがいいのかなというのが個人的な意見をもっております。その運用面に関しては、第１回の会議ではなかなか資料というか詳細なものがでてきておりませんので、第２回の会議までに議論のたたき台となる資料を提出いただいたうえで、今後、既存の交通体系とどう接続して利用促進につなげるかというものをできましたら、第２回に議論しながら具体化していったらいのではないかと思います。その点について、検討いただければと思います。よろしくお願いします。

会長
委員

ただいまの、廣川先生の方のご提案について、ご意見ございますでしょうか。

福岡運輸支局の嘉村です。廣川先生、ご指摘のとおり高齢化率だけみるとやはり南校区が３５％を超えているので、ここに入れる理由づけとしては、今回については一応あるのかなあとと思います。しかしながら、３０％を超える校区も底井野校区も含めていくつもありますので、高齢化率だけではなくて、たとえば、人口の集積の状況だとか、フィーダーできる路線の状況だとか、他の理由も添えて、今回、南校区を重点的にあるいはパイロット的にやるのであれば、そこらへんの理由づけ・理論づけが、必要になり、市民に対して説明が必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

会長
事務局

今のご提案についてどうでしょうか。

まさに嘉村様からご指摘のあったことにつきましては、客観性、公平性を担保しながら、なぜそこなのか理由づけをしなければならないと思います。先ほど、廣川先生からご提案がありましたけれども、さまざまなデータをお示しした中で、その中で、本当に必要性がどうなのかということを議論していただいてその中である一定の結論を出していった方がより納得の行く結論が出るのではないのかと思いますので、ご提案いただきましたので、次回に向けて、皆さんにご判断いただけるようなデータをできる

だけ詳細にこちらの方から事務局から出さしていただこうかなあとと思います。このような回答でよろしいでしょうか。

会長

ご意見も出たようでございます。次回につきましては、ただ今、ご提案がありました件を踏まえて、事務局案として2回目、皆さまの方に資料を提出させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。それでは式次第の5番目、今後のスケジュールについて、事務局から説明をさせます。

事務局

それでは、今後の会議スケジュールについて、ご説明させていただきます。こちらの資料の最後のページになります。72 ページ中間市地域公共交通会議スケジュールをご覧ください。冒頭に説明した通り、この地域公共交通会議は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することとなっております。本年度の協議を進めるにあたりまして、項目の平成 26 年度をご覧ください。7 月中旬、9 月中旬、12 月中旬の本会議を入れて4回の会議を予定しており、地理的要因や様々な地域の実情を勘案し、従来の公共交通では、日常生活に不便や支障が生じている地域を絞って、その地域にふさわしい新たな公共交通の在り方を議論していただいた方が、より具体的で活発なご意見がいただけるものと考えております。また、先ほど皆様方からご意見をいただいた通り、南校区全自治会において新たな地域交通の導入について検討を次回からこの会議の議題とし、同地域の地域公共交通の在り方について、審議していただきたいと思いますと思っております。また、来年度、平成 27 年度についてきましては、現在国会において審議されております、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正する法律の動向をみながら、地域公共交通総合連携計画の策定を視野に、交通事業者様との連携を図りながら、市の公共交通を一体的に推進する計画を策定する考えであります。以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただ今のスケジュールについて、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

～質問、意見なし～

会長

ないようでございます。それでは、本日の地域公共交通会議の議題はすべてが終了いたしました。次回の地域公共交通会議におきまして、ただ今委員の皆さまのご意見を反映した客観的な資料に基づく、事務局案を提示させていただきたいと考えております。今スケジュールで説明がありました通り、次回の会議は、7月中旬を予定しておりますので、皆様の活発なご意見をお聞かせ下さいますようお願い申しあげまして、本日の会議はこれで終了いたしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。